

令和8年1月

第1回臨時会会議録

亀山市議会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【1月28日】

1 草川 卓也（結） 3～12ページ

議案第1号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、重点支援地方創生臨時交付金、及び第19款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金、並びに歳出 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、給付事業、障がい者支援事業、老人福祉一般事業、及び第2項 児童福祉費、児童福祉一般事業、子育て環境づくり事業の増額補正、並びに第2表 繰越明許費補正について
 - (1) 事業概要について
 - (2) 事業の実施手法とスケジュールについて
 - (3) 支援手法の選定理由について

2 櫻井 清蔵（勇政） 12～17ページ

議案第1号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、重点支援地方創生臨時交付金、及び第19款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金、並びに歳出 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、給付事業、障がい者支援事業、老人福祉一般事業、及び第2項 児童福祉費、児童福祉一般事業、子育て環境づくり事業の増額補正、並びに第2表 繰越明許費補正について
 - (1) 事業概要について
 - (2) 国庫支出金の内容及び繰入金の繰入理由について
 - (3) 繰越明許費220,421千円について

●議事日程（第1号）

令和8年1月28日（水）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 議案第1号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
 - 第 5 議案第2号 専決処分した事件の承認について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君

教 育 部 長	大 平 守 君	代 表 監 査 委 員	上 田 寿 男 君
監 査 委 員 事 務 局 長	高 嶋 美 季 君	選 挙 管 理 委 員 会	落 合 巧 君
		事 務 局 長	

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	書	記	木 戸 将 文
書	記	山 北 康 仁		

●会議の次第

(午前10時00分 開会)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから令和8年第1回亀山市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

1 番 古 田 吉 昭 議 員

1 0 番 豊 田 恵 理 議 員

のご両名を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、谷川地域医療統括官は、公務のため本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出され、会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に、日程第4、議案第1号及び日程第5、議案第2号の2件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第1号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ3億9,657万9,000円を追加し、補正後の予算総額を247億3,281万5,000円といたしております。

今回の補正予算につきましては、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対する支援に係る経費を計上いたしております。

初めに、歳出につきましては、民生費に、物価高騰による市民生活の負担軽減を図るため市民1人当たり7,000円を給付するための経費を計上いたしております。また、電気料金等の上昇分に対する支援を行うため、障がい者支援施設等及び高齢者福祉サービス施設等のほか、民間保育所、放課後児童クラブ等に対する補助金を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、今回の補正予算の財源として、国庫支出金につきまして、重点支援地方創生臨時交付金3億7,551万2,000円を計上するほか、繰入金につきまして、今回の補正予算の財源として、財政調整基金繰入金2,106万7,000円を増額いたしております。

なお、物価高騰対応生活支援給付金給付事業につきましては、年度内の支払いについて完了が見込めないことから、繰越明許費の追加をいたしております。

続きまして、議案第2号専決処分した事件の承認についてでございますが、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙に係る執行経費について、令和7年度亀山市一般会計補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定により令和8年1月20日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるとでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ3,700万円を追加し、補正後の予算総額を243億3,623万6,000円とし、投票立会人等報酬、ポスター掲示場設置等委託料などの衆議院議員総選挙に係る関係経費を計上いたしました。

以上、今議会に提案いたしております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第1号及び議案第2号の2件に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

おはようございます。

通告に従いまして、議案第1号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。よろしくお願いいたします。

まず1番、事業概要についてでございます。

今回の補正予算では、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民生活及び福祉、子育て施設への支援を行うと説明がございました。

まず今回実施される事業の概要について伺っていきたいのですが、具体的には、全市民を対象とした物価高騰対応生活支援給付金給付事業、福祉施設への物価高騰対策である障がい者支援事業及び老人福祉一般事業、そして子育て施設への電気代補助等を行う児童福祉一般事業及び子育て環境づくり事業、これらの事業について、それぞれの具体的な支援の内容、対象者や対象施設、給付・補助金額、また時期などを含めた事業概要の説明を求めます。

○議長（岡本公秀君）

4番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

おはようございます。

それでは、まず物価高騰対応生活支援給付金給付事業につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、様々な困難に直面される市民の皆様に対しまして速やかに生活の支援や暮らしへの支援を行うため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを活用しまして実施するものでございます。

対象といたしましては、令和8年1月1日時点におきまして、本市の住民基本台帳に登録がある市民の方として、お一人当たり7,000円を世帯主の方へ支給いたします。

支給に当たりましては、令和6年度、7年度に実施いたしました給付金実績等により口座情報を把握している世帯につきましては、申請が不要なプッシュ型での支給といたしまして、それ以外の口座情報を把握していない方につきましては、申請による支給を行う申請型の方法を予定しております。

プッシュ型につきましては、3月上旬に支給案内を送付いたしまして、口座変更等の申出のない方には3月末での支給を予定しております。

また、申請型につきましては、3月末に確認書等を送付いたしまして、4月末の申請期限までの間に申請をいただいた方から順次審査を行った上で指定口座への支給を予定しておりまして、受付から支給までの処理期間については1か月程度を見込んでおります。

なお、予算につきましては、交付金3億4,363万7,000円に加え、郵送料等の事務費を1,945万1,000円、これらを合わせまして3億6,308万8,000円を補正計上するものでございます。

次に、高齢者と障がい者の福祉施設に対する物価高騰対策支援事業につきましては、令和4年度以降継続的に実施してまいりました制度と同様で、県の制度を活用したものであるという形で、電気料金、ガス料金、食材費、車両のガソリン代の経費の一部を助成するもので、施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的な高齢者及び障がい者への福祉サービスの提供を支援するものでございます。

対象といたしましては、令和7年12月1日時点で市内に所在し、入所、通所、訪問により高齢者や障がい者の皆様へのサービス提供を行っていただいている施設となりまして、高齢者福祉施設では44法人114施設、障がい者福祉施設では22法人56事業所という形で見込んでおります。

支給額につきましては、県と同様に、施設のサービス形態によりまして、入所系、通所系、訪問系に区分した基準単価の2分の1としまして、令和7年4月から12月までの9か月間を支援期間としております。

給付までのスケジュールにつきましては、申請期間は本年2月4日から同月27日までとさせていただいております、対象施設からの申請書等を受付し、審査を行った後、それから1か月程度で指定口座への支給という形を予定しております。

予算につきましては、高齢者福祉サービス施設等物価高騰対策支援事業については2,782万7,000円、障がい者支援施設等物価高騰対策支援事業につきましては442万4,000円を補正計上したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

児童福祉一般事業及び子育て環境づくり事業につきましては、エネルギー価格の高騰の影響を受けた市内の民間保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等について、電気料金上昇分について、財政支援を行うことにより各施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するものでございます。具体的には、令和7年4月分から同年12月分までの9か月間、前年同期間の電気料金の差額を補助金として交付するものでございます。

対象となる施設は、市内の民間保育所が3園、認定こども園が3園、小規模保育事業所が2園、放課後児童クラブが24支援単位でございます。

申請期間は令和8年2月2日から同月27日までを予定しておりまして、本議会において補正予算をお認めいただきましたら、速やかに各施設に直接通知を行うこととしております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ご説明ありがとうございました。

福祉施設関係、高齢者福祉サービスと障がい者支援施設に関しては県の事業を活用しての支援ということですので、ちょっと積算根拠とかこの辺り、基準単価とかは気になるところもありますけど、またちょっと委員会とかで聞いていきたいなと思います。

子ども施設関係も積算根拠あたりはちょっとまた委員会のほうで確認させていただくとして、物価高騰対応生活支援給付金給付事業、ここに関してもう少し詳しく確認をしていきたいと思います。

ということで、2番目の事業の実施手法とスケジュールについてというところに移りたいと思います。

幾つか項目を上げて伺っていきます。まず給付の対象者と給付スケジュールということで、この給付金事業について、申請不要のプッシュ型と手続が必要な申請型があるとご説明をいただきました。そこのそれぞれの対象者数の見込みを確認するとともに、この年度末までに振込が完了すると

見込まれる世帯数、それは全体で何割程度を見込んでいるのかを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

まずプッシュ型につきましては、令和8年1月1日時点の住民基本台帳情報と、先ほども申し上げましたが、令和6年度の住民税非課税世帯等重点支援給付金や定額減税調整給付金、令和7年度の定額減税不足額給付金の受取口座、これを基にしまして、ひもづけ可能な範囲を試算しましたところ、対象となる全世帯の2万2,736世帯のうち1万741世帯、47.2%となりますが、こちらがひもづけが可能となったところでございます。これら1万741世帯の方についてはプッシュ型という形で対応をさせていただきます。

残ります1万1,995世帯、52.8%になりますが、こちらが申請型ということで、年度末の通知以降、年度が替わってからになると思いますが、手続きをいただいた後支給をさせていただくという形になりますので、最大47.2%が執行可能ということにはなりますが、口座変更などいろいろな手続きをされたりする中で年度末に執行ができない方ということも一定数いらっしゃるというふうに見込んでおりますので、全体の4割程度を年度内に支給をするという見込みを立てまして、繰越限度額については設定をさせていただきます、2億2,042万1,000円とさせていただきます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。口座がひもづけできていて、プッシュ型でできるのが47.2%ということで、繰越明許費についてもご説明いただきましたけれども、なんでちょっと多めに見積もっているなど、プッシュ型はそんなに少ないのかなと数字を見たときに思ったんですけど、そこに関しては口座が振込できないパターンも当然考えられると思いますので、それを見越しての金額やというふうには、そのように理解をさせていただきました。

じゃあ、プッシュ型給付、プッシュ型のところについてももう少し伺いたいですけれども、迅速にやっぱり給付しなければならないということは説明にもございましたけれども、47.2%が年度内できる、可能な世帯数やということなんです。これを迅速と取るかどうかというのはちょっと議論が分かれるところかもしれないけれども、できるだけ事務負担を軽減する意味でもこのプッシュ型給付というのを、できるだけこのパーセンテージを増やしていくということは大切なことなのかなというふうに思っています。

先ほども説明がありましたように、住民税非課税世帯等重点支援給付金や定額減税調整給付金などこういった給付実績がある世帯など、こういったところが今回対象になっているということなんですけど、今回のこのプッシュ型給付においてマイナンバーカードの公金受取口座のデータというのは活用されているのかというと、先ほどその話はなかったかなと思うんです。亀山市において、このマイナンバーカードと公金受取口座のひもづけ率が高まっていたら、過去の振込実績に頼るのもいいんですけど、より多くの市民に対して、より迅速かつ正確な給付が可能になると思うんです。その辺り、データがもし今回活用されていないんだとすればなぜ活用できないのかと、その辺りの

課題についても確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

マイナンバーカードにつきましては、公金振込口座が登録されている割合が、令和7年11月末時点の国の統計によりますと、63.4%の方がひもづけをされているというふうに公表されております。本市の7年12月末時点のマイナンバーカードの保有者数につきましては、4万688人となっております。これに当てはめますと2万5,796人で、世帯でいきますと1万1,936世帯となりまして、52.5%が口座のひもづけが可能というふうに想定がされるところでございます。このように、マイナンバーカードの公金振込口座の活用をする場合におきましても、先ほど申し上げました給付金口座の実績よりやや多いですがほぼ同水準の、半分ぐらいという形がプッシュ型として見込まれるというところでございます。

一方で、マイナンバーカードのひもづけの公金振込口座につきましては、数年前の国のマイナンバーカード登録推進を強力に進めておられた際にひもづけされたケースが多くて、その後あまり利用されていないというようなこともありまして、ご本人の認識もかなり薄いのではないかとということが想定されます。そのため、プッシュ型によりまして当該口座への給付金の支給を行った場合に本人さんが受給をしたのかどうかという確認が、少し混乱されるということも危惧されるというふうに考えております。そうしたことから、本市におきましても、これまで活用していないようなこともございますので、これらを踏まえまして、今回の給付金事業につきましてはマイナンバーカードのひもづけ口座ではなく、これまで実際に給付金を振り込ませていただいた口座のほうを活用した給付を予定しているというところでございます。

こうしたことが行政DX推進上の課題ではないのかという点につきましては、マイナンバーカードへの振込口座のひもづけについては、先ほども申し上げましたとおり、口座登録の本人さんの認識状況が、情報の古さとか利用頻度の低さなどから実用面において少し課題があるというふうに考えております。今後の新たな給付金の実施の際など、マイナンバーカードの交付金振込口座の実用性が今後またさらに高まって、利用しやすいような環境が整ってくるようになればというふうに思っておりますので、そういったことについても国等への働きかけはしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

52.5%、若干高いということだったんですけど、そのデータもなかなか、マイナンバーとひもづけしたはいいものの住民の方々もなかなか理解も進んでいない、混乱が生じる可能性があるということで、より確実に給付できるほうの口座情報を採用したというふうな理解はさせていただきましても、とはいえ、数字が52.5%出ているのであれば、これを使えるようにしていただきたいと思いますというのが、これは市だけじゃなくて国の問題でも当然でございますので、この辺りは今後の運用としてDX推進という視点でぜひ推進を期待したいというふうに思っておりますのでお願いいたします。

次に、DV避難者等への対応についてもちょっと確認をしたいんですけども、このプッシュ型給付においてちょっと懸念しておるのは、DV等で避難されている方の分が、いわゆる加害者となる方、もしそれが世帯主であった場合、その口座に自動的に振り込まれるリスクということを懸念いたします。支給決定通知の発送前にDV避難者等のリスト等を突き合わせてプッシュ型給付を確実に、そういった場合であれば必要に応じてストップできるような、もうそういった仕組みとかそういうものは構築できているのかどうか、この辺り、また、万が一誤ってといいますか、加害者側に振り込まれた場合、被害者側への救済措置などは想定しているのか、この辺りを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

DV被害者の方などが避難されている場合などに、加害者に当たる側の世帯主の方がいらっしゃったようなときにそこへ、通知の発送については以前に行いました国の全世帯に配りました給付金などのときと同じになりますが、そちらに対しては、制度上通常どおりの通知はさせていただくことになろうかと思っております。しかしながら、被害に遭われて避難されている方に対しましては、申出者の配偶者に対しまして保護命令が出ているなど一定の要件を満たしている場合に手続をしていただくことでこの給付金については申請、受給をしていただけるというような形で対応したいというふうに考えております。

これらの周知につきましては、広報やホームページとともに、その配偶者やその他親族等の方からの暴力等を理由に避難をされている方と個別相談を行ったりしておりますので、そういった中でも周知をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

分かりました。その辺りは丁寧に、相談があった場合もしっかりと対応していただければなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

次に、人材派遣委託料というのが今回予算に計上されております。

人材派遣委託料として500万円が計上されておりますけど、この委託によって配置される人員数やその役割について確認するとともに、この先、この業務が恐らく集中してくる3月とか4月とか、この時期というのは窓口や通常業務も、ある意味繁忙期といいますか非常に忙しい時期になってくるんじゃないかなと認識しています。この委託によって体制強化を図るということは推察するんですけど、ほかにも通常業務を圧迫せずに迅速かつ確実に給付業務を進めるための体制づくりというところはどのように計画されているのか、併せて確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

まず人材派遣委託料につきましては、500万円を計上しております、文書の発送準備でありましたり申請の受付、受付後の口座入力、コールセンターの業務といったものを予定しております。

時期につきましては、議決をいただいた後になりますので、2月から派遣をいただけるように進めたいというふうには考えておりますが、2月については1名、3月、4月については3名、4名というような形で人数を強化して、その時期の業務量に応じて人材派遣を受けて対応していくというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

実施体制につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

給付金支給事務の庁内の実施体制でございますが、速やかに給付金を支給するためには短期間で事務処理を行う必要がございます。そのようなことから、予算を所管する健康福祉部地域福祉課、それとこれまでも給付金の関係で設置をしておりましたが、支給事務に関連する部署を中心に新たにプロジェクトチームを設置して事務を進める予定で、現在準備を進めているところでございます。また、支給事務を迅速に進めることができるよう、プロジェクトチームでの作業に人員不足が生じる場合は全庁的な応援体制を組むことも視野に入れて進めたいと考えております。

なお、申請窓口につきましても、あいあいだけではなく本庁や関支所の受付も行う予定をしております。全庁体制で速やかな支給に努めてまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

全庁体制でのしっかりとした確実、迅速な給付が行えるような体制をつくっていくという、非常にプロジェクトチームという心強い、力強い答弁、対応の方針を聞かせていただいたかなと思いますので、ぜひ期待しておりますのでお願いいたします。

では、3番目の支援手法の選定理由についてのところに、最後に政策的な意図とといいますか判断というところに関しての確認をしていきたいと思っております。

支援メニューの選定理由なんですけれども、これは市長に伺いたいんですけれども、国の交付金、今回の交付金にもこれはもう国が示している多様な推奨メニューというものがございましてけれども、今回亀山市として、例えばプレミアム付商品券とか水道代の減免であるとか、こういったほかのメニューを採用せずに、全市民への現金給付及びこういった福祉施設、子ども施設への支援という選択をされた、この手法が亀山市にとって最善であると判断したその選定理由、政策判断を市長にお伺いしたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のこの事業選択の政策判断、その理由はとのお尋ねでございますが、まず、市民1人7,000円の現金給付につきましては4つの視点でそれを考慮させていただきました。公平性、自由度、事務経費率の低減、即時性、この4つの視点を考えたところであります。

まず1つ目の公平性につきましては、特定の世代や特定の対象者に関わらず全ての市民の皆様に公平に活用いただけるもの、2つ目の自由度につきましては、ご紹介ありましたが、例えば水道料

金の減免とか、あるいはおこめ券でありますとか、いわゆる特定の物品やサービスに限定することなく市民の皆様のそれぞれのご事情に応じて自由に活用することができること、3つ目の事務経費率の低減につきましては、これはいろいろ全国でも議論になってきておったところではありますが、交付金をより効果的に活用するために、この事務的経費を極力低減できること、そして4つ目の即時性につきましては、物価高対策として、事業の効果を高めるため、先ほどご質問がありましたけれど、プッシュ型支給の活用などによって早期に支援することができること、この4点を重視したところでもあります。

もう一方の事業者支援につきましては、従来からもそうでしたが、安定的かつ継続的な福祉サービスの提供を支援するために引き続いて、亀山市としては電気料金、いわゆる福祉施設のそれぞれの負担となっております電気料金等の高騰分の一部を補助し、負担軽減を図る必要があるという判断をいたしたところでございます。

いずれにいたしましても、これらの支援につきましては足元の物価高対策をできるだけ早期に、かつ効果的に展開することが大変重要であるという考え方の下で、今回の生活者支援、事業者支援の事業を選定させていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

非常に分かりやすいご説明をいただいたかなと思いますし、かつ私としては現金給付というのは非常に評価といたしますか、私も同じ思いであるなというふうに感じておるところでありまして、今回の判断に関しては非常に高く評価しておるところでございます。

ただ、答弁を伺って2点、ちょっとまた内容によっては聞きたいなと思っていました。1つが水道料金の減免のほうがより迅速、確実、事務負担の軽減というところに特にここは優位性があるのかなというふうに思っておったんですけど、ここに関しては先ほどのご説明を伺って、特に自由度というところに関しての説明で、私としても思いとしては非常に感じるおところありますので、ここに関しては非常に納得したかなと思います。

ただ、1点だけちょっと伺いたんですけど、事業者支援のところ、今回は福祉施設関係にある意味絞った形になりますけれども、今まで中小企業関係の支援というところ、エネルギー高騰に関する支援というのが行われていたかなと思うんです。今回地域経済を支える中小企業への支援というのを、ある意味今回の項目に入っていないということで、これはもう極論ですけれども、7,000円の分を例えば6,000円にして1,000円を、例えば5万人分で考えると約5,000万円ですかね、1つ事業が打てるぐらいのものになるんじゃないかなと思うんですけど、そういった判断をせずに今回はこの決断に至ったというところ、中小企業の支援との比較、その判断の比較についての考え方はどのように判断されたのかなと、その辺りもちょっと伺いたいたんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

今回、支援の中に中小企業関係が入っていないということに対してのご質問ということで、今回

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

先ほどご答弁申し上げました交付限度額との差、2,574万3,000円でございますけれども、この国庫支出金の活用につきましては、現在も実施しております小・中学校や保育所等における給食費補填を引き続き実施するため、令和8年度当初予算に計上いたしたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

給食費への支援ということで、非常に重要なところだと思いますのでぜひ実施していただきたいなと感じました。

では、以上となりますが、今回の質疑を通じて、DV被害者の方々への細やかな配慮であるとか事務体制の強化、全庁体制というご答弁もいただきました。市民の皆さんが安心して、迅速に早急に給付を受けることができるようなそういった準備が着実に進められていくだろうという点を確認させていただきました。こういったところを評価させていただきます。

また一方で、現金給付の迅速化、効率化や事務負担の軽減に向けては公金受取口座の活用、マイナンバーカードについてに関する課題というところも一部明らかにもなったかなと思いますので、こういった点については市民サービスの向上のために今後も改善と仕組みづくりに強く、国に対する要望も含めて、お願いしたいと思います。

最後、交付金残額の学校給食費等への有効活用、そして本事業が滞りなく、一日も早く市民の手元に支援が届くように万全の執行をお願いいたしまして私からの質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

4番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。通告を出させてもらいましたけれども、今かなり草川君が細かいこと聞いていただきましたもんで、改めて気になったことを聞かせていただきたいと思います。

通告に書かせてもうたように、国の臨時国会で18兆3,000億円、これが今国会で認められてこのように各自自治体が給付活動をやっているんですけども、国の補正の内容で、経済対策経費で、生活安全保障・物価高騰策が8兆9,000億、48.5%ですが、そして、危機管理投資・成長資金が6兆4,000億、それから防衛力と外交力の強化が1兆7,000億、それで予備費の確保として7,000億円と、もろもろの基金繰入れもやっておるんですけども、それがトータルで18兆3,000億です。

それで歳入については、税収が2兆9,000億で税収外が1兆円、24年度の剰余金が2兆7,000億円で、国債発行が11兆7,000億あるんですね。そして今基本的に、日本の借金時計というのがあるんですけども、私はこれをちょいちょい見ておるんですけども、10時39分現在で日本の借金が1,367兆5,583億9,000万円と、ところが、今登壇させてもうて日本の借金は1,369兆8,587億9,200万になっておるんですね。刻々と上がっておるんで

すよ。僅かこの1年間で今国債は3,000兆円かな、200兆円ぐらい増加しておるんですよ。こんなようなのが国の状況やと思う。それで今回補正予算で出されて、お聞きしたいんですけども政府がやっておるその経済対策、高市内閣でやったんですけども、使途については26年1月から3月までの電気、ガス料金の補助に5,296億円を充当したと、一般的な家庭で合計で7,000円程度の軽減負担になるのではないかという、こういうような形で今これは提案しておるんですけども、国会で。

そして本市は今回、今、草川君が聞いていただいたんですけども、1人当たり7,000円の給付設定だと、それで公平性、自由度、それから事務経費の軽減、そして即時性がある、こんなようなことを言われておった。

なぜ7,000円だったかという根拠が私はよう理解しませんだもんで、ちなみに四日市さんは不交付団体です。市民1人当たり5,000円、プレミアム商品券5,000円というような形でやっています。これは四日市でやることですから、やけど亀山市は政府の交付金の、重点交付金の3億7,551万2,000円、併せて財政調整基金から2,106万7,000円を追加して今回の臨時国会の18.3兆円に対する措置をやってくれると思う。四日市市は不交付団体で、財政的にも豊かですけども、当亀山市は財政的に、財調も15億を切り、併せて、令和11年には財調を25億円にしたいというようなことを2024の骨太方針に出しておる中で、なぜ、この財調を崩してまでこの7,000円を設定されたんか、そのご答弁をいただきたいんですわ。

やはり、確かに市長が言われたように今現金でお金をいただくのは、市民の方も大変喜ばれるやろうと、一円でも多く給付されるのが、配分されるのが喜ばれるとは思いますがやけれども、今さっき日本の借金、その数字を示させてもろうたように、日本国民1億2,000万で1,300兆円の借金を抱えているわけですよ。これは、今も1秒ごとに10万円ずつこの時計が上がっていくんですよ。そういうような中で、亀山市も財政的に豊かやったら財調を崩してもいいと思うんですよ。そして仮に、借金があるから、または財政を再建せんならんのでこの2,100万の財調の繰入れはやはり控えるべきやったかと私は思うんですけどもいかがでございますやろう、市長さん、市長に答えていただきたい。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の1人当たり7,000円の給付金の政策判断というのは、先ほど草川議員にも申し上げたんですが、この事業構築に当たりましてはやはり、今回過去最大規模の国の経済対策、特に地方自治体におけるいわゆる物価高騰対策の2兆円というのは非常に大きかったんですが、私どもには約4億円の交付限度額をお示しいただいておったものであります。そういう中で、私どもは、これらを踏まえまして、足元の物価高対策をできるだけ早期に、かつ効果的に展開することが重要であると考えまして、先ほど申し上げました公平性、自由度、事務経費率の低減、即時性の4つの視点を考慮して、現金給付を主な支援として、事業者支援として、電気料金等の高騰分の一部を補助するなど等事業を構築させていただいたものでございます。

お尋ねのこの給付額の7,000円の根拠であります、これらの事業実施に係る事業費を積算

した上で、国からの交付限度額というものがございますので、これらにおいて総合的な、額も含めて、判断をさせていただいたものでございます。

議員のご質問は財調の繰入れは控えるべきであったと、こういうご所見でございますが、ご所見としては聞かせていただきますけど、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今回の物価高対策に係る支援につきましては当然、全体像を見据えた上で総額を決定いたしましたところでございます。現在の本市におきまして効果的な支援につながると考えられる規模を勘案させていただいた結果、国の交付額、いわゆる交付限度額を上回る状況となりましたことから、財源調整のためにこの財政調整基金からの一部繰入れを判断させていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

7,000円になった根拠で、今、亀山市の人口が、今日ちょっとボードを見せてもろうてきたんですけども、4万9,091人です。ここで4万9,000人に例えば1,000円、7,000円ではなしに、1,000円減額すれば、少なくすればこれは4,900万ですやろう。

だで、やっぱり政府が今回物価高騰対策で生活安全保障・物価高対策で8兆9,000億の補正予算を組んだんですけども、ここには隠れた予算があるんですよ、危機管理投資と防衛力・外交力の強化、もうこれが主なもんですやろう、それで、これを足したら8兆1,000億ですよ。だから確かに国民の、今コロナ禍から抜けて生活が困窮しているんですけども、確かに、国はですな。半分は国民のためですやろう、国民一人一人のためのこれは費用なんです。でも半分は国家の費用なんですよ、これが今回の18兆3,000億の内訳だと私は今、私分析したんですけども、そういうふうに理解しておるんですけども、だから、当亀山市も、7,000円にするために2,106万5,000円ですか。それを財調から繰り入れて、あえて7,000円にする必要はなかったと私は思う。

やっぱり国から交付された交付金を有効に活用して、確かに草川君への答弁にもあったんですけど、2,500万円ぐらいが次年度、8年度の給食費のあれに回すためにというような答弁もありました、ありましたけれども、まあそれも必要なことです。それで、使い方の7,000円の基準の4つのあれでやはり水道料金にも使える、何にも使える、交付された市民が自由に使える金やという、これはもう十分理解します。そうだけど、お金がない自治体が、やはり市民の皆さんとともに、やっぱり共に明日の亀山をつくっていくためには財政調整基金を取り崩さずに国の交付金で賄っていくのが本来の、私は姿やと思っています。

だから、試算したら47.5%が年度内支給できると、残りが次年度、7月までですよな、2億2,000万を完全に交付するというんですけど、なかなかこれは100%交付というのはできないと思うんですよ。

これで交付できやんだ場合には政府に返さんならんと思うんですけども違いますかな、総務財政部長、交付がプッシュ型で47.5%ですか、残り52.5%ですか申請型は、恐らく申請型で申請漏れになった場合には漏れた部分の、国からの交付金は国のほうに返却せんならんと思うんですけども、これはちょっと確認でお願いしたいんですけど。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご質問のこの交付金が全て支給されなかった場合の取扱いでございます。

こちらにつきましては、先ほどご指摘いただきました財政調整基金のほうで調整をいたしてするというはこれ自体が、本来この交付金の目的といたしましては交付するということが目的でございますので、それに充てるというのが内容でございます、それが充てられなかった部分については財政調整基金で調整をして、この交付金としては十分いただけるような形で進めたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、国の財務省はそんな甘いところやないと思うよ、人口割でこういうような交付金を交付した場合には、それが執行できなかった場合には返還せんならんはずなんや、そんな財調で調整というようなことはない、絶対起こらない、そんなことをしたらもらい得になってしまうやないかな、自治体が。交付金が来ました、もらう人がおりません、残りはほんなら市の雑入に入れました、これは絶対これは監査が入ったら一発やに、これは。常に、交付された金が100%交付されてこそ交付金の処理になるのや。これは財政調整基金で調整しますというものではないのや、財政調整基金と国の交付金は別途のものやで、それはもう一遍、そんな答弁をしておたらえらいことになるよ。

○議長（岡本公秀君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

議員がおっしゃってみえるのは例えば4億の交付金を、予算で100%、4億の歳出を組んだ場合に執行残が残ればこれは返還になります。ただ、今回は4億の交付金に対して4億2,000万円の歳出を組んでいますので、今2,000万を財政調整基金から繰り入れておりますので、例えば執行率が100%から、確かに、おっしゃるように今回の交付金の中でもやはり7,000円を受け取らないという方も中にはお見えになりますし、10万円支給したときも同じような現象が起きました。98%とか97%とか、そういったことは今回も生じる可能性はあると思います。

ただそれは当然、数%の部分については、一般財源を市は持ち出しておりますので、その部分から差し引いて調整をいたしますので、今回の4億が執行率が低下したことによって、4億を下回るような低下率であればおっしゃるように返還いたすものでございますが、今回は2,000万の一般財源を繰り入れておりますので、そのことは今の現実としては起こらないものというふうに認識をしております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんな妙なあやがあるわけやけど、さっき渡してもらうて、非課税で10万円を支給しますよという通知を受けたんですよ、私、断りました。10万円。怒られましてな、何を言うておるのやと、

議会で正当な歳費をいただいておりますのに。確かに、私は事業をやっていますので事業経費で非課税の対象世帯になったんですよ、事業の経費がぼんと出たものでね。だから、その通知をいただいたときに、これをもらおうかと言うたら何をあんたは言うておるのというて女房に怒られたんやけれども。

そういうふうにあれを返還せんならんと思ったんやけれども、ああ、そうですか、一般財源2,100万を入れておけば相殺できるんですか、そんなに政府って甘いんですか。

いや、私が聞いておるのは、過去の経験からいくと交付金の余剰金は、当然各年度年度に私は今年会計を見せてもらっておるけれども、余剰金の返還金等々は減額補正が出てきておるはずですが、毎年、今回はそれはなしということですよ。

そうやけど、正直やっぱり7,000円はちょっとね。

私は、正直財調を2,106万7,000円崩して7,000円にするということについては、あんまり好ましくないんやないかと思います。私のところの家族はそれぞれ、7人おりますもんで4万9,000円支給されるんですな、7人おれば。だけど、やっぱりそこら辺のことも踏まえて、今後は国の財源内訳をもう少しきちっと見てもらうて、やっぱり物価対策のためには私は、通常のおこめ券が4,400円かな、5,000円程度がやっぱり妥当やなかったかと思います。5,000円やったら、恐らく財政調整基金の繰入れはしなくて、もっと違う形でいろんな施設だとかそういうところに重点的に配分せんならん、今草川君が言われたように中小企業、介護施設、それからほかの施設にももう少し重点配分ができたん違うかと思う。これは額から見たら数十万円ですよんか、やはりもっとこういうような施設に重きを置いて、その分重きを置いて配分していただいたほうが私はよかったですけれども、そういうようなことは何か基準があるんですか、この福祉手当についてこれ以上は渡したらあきませんよという基準が、市長、何かあるんですか。

○議長（岡本公秀君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今のご質問は、県の基準に合わせて対応させていただいておりますのもございますのでそこはご理解いただきたいのと、今議員がいろいろ、じゃあ1,000円を下げ、その約5,000万を別の事業に使うことができたんじゃないかというご趣旨の質問を先ほどからされておられますけれど、草川議員のときにもお答えさせていただきましたし、今議員の最初のご質問にもお答えをさせていただきましたが、私どもとしては、今の現下のこの足元の経済対策、物価対策について本当に4つの視点で総合的に判断をさせていただくということと、交付限度額が約4億ということもございました中で当然、これも先ほど副市長のほうからご答弁させていただきましたが、この後また新年度予算でご議論いただくことになろうかと思っておりますが、今までも続けてまいりましたいわゆる食材費の高騰分についてやはりこれを、いわゆる保護者に転嫁するんじゃなくてこれは本当にそこで私どもは手当をしてきたという経過があります。この分も今回の国の重点支援交付金をうまく活用させていただいて、そしてそこで生かしていこうということも含めて、総合的な判断をさせていただいたものでございます。

特定の世代とか特定の対象、あるいは特定の物品とか特定の公共サービスに限定することなく、

やはり先ほど申し上げた4つの視点、広く市民の足元の物価高騰対策を早期に、かつ効果的に展開するために、今回補正予算としてお示しをさせていただいたものでございます。

議員のご所見や考え方というのは当然、それもその一つというふうに思いますが、亀山市としては、今回の補正予算としてはそのような考え方に基づいてお示しをさせていただいたということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これで議論は、質疑は終わらせていただきますけれども、やはり財調を崩さんともう少し、私は工夫をしていただいね。老人福祉、介護施設ですか、それから放課後児童クラブとかそれから障がい者の福祉、老人福祉、障がい者、それから児童福祉等にやっぱり充ててやっていくというような形で提案していただいたらありがたかったなと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第1号及び議案第2号の2件に対する質疑を終結します。

次に、ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号の2件につきましては、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、予算決算委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第1号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

議案第2号 専決処分した事件の承認について

○議長（岡本公秀君）

委員会開催のため暫時休憩します。

（午前11時11分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど予算決算委員会にその審査を付託しました議案第1号及び議案第2号の2件について、予算決算委員会委員長に委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第1号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について	原案可決
議案第2号 専決処分した事件の承認について	承認

令和8年1月28日

予算決算委員会委員長 森 英之

亀山市議会議長 岡本公秀様

○議長（岡本公秀君）

森 英之予算決算委員会委員長。

○6番（森 英之君登壇）

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託となりました議案第1号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について及び議案第2号専決処分した事件の承認についての審査に当たるため、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第1号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）については、審査の過程では、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、物価高騰対応生活支援給付金給付事業の増額補正において、支給基準に関して、12月末に出生した子が令和8年1月1日に住民登録できていない場合の対応に関する質疑があり、これについては出生届が提出され、住民基本台帳に登載されたことが確認できた際に対応するとの答弁でありました。

次に、基準日以降に死亡した場合の給付に関する質疑があり、これについては、単身世帯の方が亡くなった場合など世帯自体がなくなった場合は支給対象とならないが、世帯員が残る場合、減額することなく支給するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第2号専決処分した事件の承認については、審査の過程では、総務費、選挙費、衆議院議員選挙費の増額補正において、投票所及び開票所の会場変更と空調設備に関する質疑があり、これについては、今回は投票所の変更は行わなかった。また、開票所の変更については本部や県へ

の連絡などに不都合があるため、現状の亀山西小学校体育館とする。各施設では空調設備の不具合があれば配慮を行うとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第1号及び議案第2号の2件について討論を行います。

通告に従い発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議長のお許しを得ましたので、反対討論をさせていただきたいと思っております。

議案第1号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について、このたびの補正はさきの臨時国会において成立した予算のうち国庫支出金、重点支援地方創生臨時交付金3億7,551万2,000円についてであります。限度額は4億125万5,000円です。

亀山市においては1人7,000円を支給するところではありますが、物価高騰対策事業の不足分2,106万7,000円は財政調整基金を取り崩し支給するものであるとの答弁を受けました。市民には、令和7年度内に47.2%、令和8年度7月末までに支給するとのことであります。100%支給が不可能の際に国に返還するのかとただすと、その必要性はなく、他の支援事業に流用できるとのことです。交付限度額と今回予算計上額との差額2,574万3,000円は、令和8年度の学校給食費支援として、令和8年度に予算計上されるとのことであります。

市民支給を6,000円に抑え、財政難の折、財政調整基金を繰り入れることなくこの事業を進めるべきであると思ひ、この議案に反対するものであります。以上。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第1号及び議案第2号の2件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思ひますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、討論のありました議案第1号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第1号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第2号専決処分した事件の承認について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり承認すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第2号専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

次にお諮りします。

以上で、本臨時会の議事を全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和8年第1回亀山市議会臨時会は、これをもって閉会します。

（午後 1時40分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年1月28日

議 長 岡 本 公 秀

1 番 古 田 吉 昭

10 番

豊田恵理